

児童手当受給者・児童の保護者 様

伊勢崎市長 臂 泰 雄

令和6年度児童手当制度の一部改正について（通知）

児童手当法の一部を改正する法律等が令和6年10月1日より施行されることに伴い、児童手当制度が一部変更になります。大切なお知らせですので、必ずご確認ください。

なお、本通知は令和6年6月3日時点における児童手当の受給者または伊勢崎市内に住民登録のある18歳以下の児童がいる世帯の世帯主宛にお送りしています。本改正により、児童手当を受給（拡充）するために手続きが必要になる場合がありますので、最後まで必ずご確認ください。

◎主な改正内容について

(1) 所得制限を撤廃し、全員を本則給付とする

令和6年10月分（令和6年12月振込分）より特例給付（一律月額5,000円）を廃止し、すべての受給者を本則給付とします。

(2) 支給期間を高校生年代まで延長する

現在の中学校修了（15歳になった後の最初の3月31日）前までから高校修了（18歳になった後の最初の3月31日）前までに支給期間を延長します。

(3) 第3子以降の手当額を月3万円にするとともに、多子加算の算定範囲を広げる

第3子以降の手当額を月額15,000円から月額30,000円に増額します。また、加算期間を小学校修了前から最長高校修了前までとします。算定範囲を高校生年代の児童から、大学生年代のこどもを第1子とします。

(4) 支払を隔月（偶数月）の年6回とする

従来年3回（2月・6月・10月）から年6回（偶数月）とします。原則各月10日（10日が土日祝日の場合、その前の平日）に振り込みます。

◎必要な手続きについて

同封のフローチャートをご確認いただき、ご自身の世帯状況と照らし合わせてください。

住民基本台帳上、受給者や世帯主と別世帯の児童がいる場合、伊勢崎市では把握ができません。新たに児童手当の対象となる児童が別世帯にいる方はフローチャートで正しく分類されない可能性がありますので下記連絡先までお問い合わせください。

勤務先から支給を受けている公務員の方は勤務先までお問い合わせください。

※伊勢崎市外に別居している高校生以上のこどもがいる場合、同封した書類のほかに、提出書類が必要となる場合がありますので、下記連絡先までお問い合わせください。

※本改正により、手続きが発生する方は、手続き猶予期間の規定により、令和7年3月31日までに手続きを

行えば、令和6年10月分より遡及して適用となります。

◎手続き方法について

同封の返信用封筒を利用した郵送申請のほか、記入内容等がご不明の方は伊勢崎市役所北館1階に特設窓口を設置しましたので、ご活用ください。

また、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから「ぴったりサービス」を活用したオンライン申請も行えます。いつでも・どこからでもお手続きいただけますので、この機会にぜひご利用ください。

※世帯状況によっては、ぴったりサービスでお手続きいただけない場合がございます。その場合は郵送または来庁にてお手続きください。利用登録が済んでいない場合は、利用登録からしていただく必要があります。利用登録の方法については、マイナポータルのQ&A等をご確認ください。

【マイナポータルの操作方法へはこちらから】

【マイナポータルへはこちらから】



◎その他

改正前の児童手当の支給額については9月下旬に支払通知書（ハガキ）でお知らせいたします。なお、今回の改正により支払通知書は廃止となりますので、児童手当の受給期間中は大切に保管してください。

【問い合わせ先】

旧伊勢崎地域：伊勢崎市役所子育て支援課 0270-27-2750

旧赤堀地域：赤堀支所市民サービス課 0270-62-9792

旧あずま地域：あずま支所市民サービス課 0270-62-9909

旧境地域：境支所市民サービス課 0270-74-0368

【児童手当拡充に伴う特設窓口（申請書類提出先）】

伊勢崎市役所北館1階（業務効率化のため、受付業務を委託しております）